

検討会の検討状況 (平成16年1月26日現在)

司法制度改革推進本部事務局

名 称	これまでの検討状況	今後の予定
知的財産訴訟検討会	<p>1 検討経過 これまで16回の会議を開催し、知的財産訴訟制度に関する問題点について、産業界、関係機関及び有識者からのヒアリング、知的財産訴訟外国法制研究会の報告並びに意見募集及びその結果の報告を行い、知的財産訴訟の更なる充実・迅速化に向けて、各論点について検討を行った。</p> <p>2 検討内容 侵害訴訟と特許無効審判の関係等、知的財産訴訟における専門的知見の導入・特に裁判所調査官の権限の拡大・明確化等、営業秘密の保護強化と侵害行為の立証の容易化のための方策及び知的財産高等裁判所について、立案の方向性が出された。</p>	<p>開催が必要となった場合には、随時開催する予定である。</p>
労働検討会	<p>1 検討経過 これまで31回の会議を開催し、労働関係紛争処理制度の現状、問題点等に関する関係機関等からのヒアリング、検討すべき論点項目の中間的な整理を行った後、導入すべき労働調停の在り方、雇用・労使関係に関する専門的知識経験を有する者の関与する裁判制度の導入の当否、労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否、労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方の各論点についての検討を行った。</p> <p>その上で、昨年8月に「労働関係事件への総合的な対応強化についての中間取りまとめ」が取りまとめられ、12月には、労働審判制度(仮称)の概要について合意がなされた。</p> <p>2 検討内容 労働審判制度(仮称)の趣旨、労働審判手続の主体・対象・内容、訴訟手続との連携等に関して確認された。</p>	<p>開催が必要となった場合には、随時開催する予定である。</p>

<p>司法アクセス検討会</p>	<p>1 検討経過 これまで22回の会議を開催し、訴え提起の手数料、訴訟費用額確定手続、簡易裁判所の機能の拡充、弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い、司法ネット等について議論を行った。 平成15年3月27日から6月30日まで、司法ネットの整備について意見募集を実施し、7月29日から9月1日まで、弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについて意見募集を実施した。 司法ネットの整備については、平成15年12月1日から平成16年1月9日まで、再度意見募集を実施した。</p> <p>2 検討内容 訴え提起の手数料、訴訟費用額確定手続、簡易裁判所の事物管轄拡大について、見直しに関する方向性が示された。 司法ネット、弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについて、制度整備に関する方向性が示された。</p>	<p>開催が必要となった場合には、随時開催する予定である。</p>
<p>A D R 検討会</p>	<p>1 検討経過 これまで27回の会議を開催し、A D R 機関やユーザー、専門家等からのヒアリング、民間A D R に対するアンケート調査結果の報告等を交えつつ、A D R の利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みに関わると考えられる論点について検討等を行っているところである。 この間、昨年7月29日から9月1日において、それまでの検討状況を踏まえ、総合的なA D R の制度基盤の整備について今後更に検討を深めるべき論点を整理し、意見募集を実施した。</p> <p>2 検討内容 A D R に関する基本理念、法的効果（時効中断効・執行力）の付与、裁判手続との連携（調停前置主義の例外、訴訟手続の中止）、専門家の活用等についての検討等を行っているところである。</p>	<p>意見募集の結果も踏まえつつ、A D R に関する基本的な法制の整備の在り方について、引き続き検討を進めていく予定である。</p>
<p>仲裁検討会</p>	<p>1 検討経過 これまで13回の会議を開催し、仲裁法制全般にわたり、論点の検討、「仲裁法制に関</p>	<p>開催が必要となった場合には、随時開催する予定である。</p>

	<p>する中間とりまとめ」の作成、意見募集及びその結果の報告、消費者仲裁合意及び個別労働関係紛争に関する特則についてのヒアリング等を行った。</p> <p>2 検討内容 仲裁法案概要(案)が了承された(平成15年7月25日成立)。</p>	
<p>行政訴訟検討会</p>	<p>1 検討経過 これまで27回の会議を開催し、有識者等からのヒアリング、外国事情調査、行政官庁等からのヒアリングと意見募集を行いつつ、論点の検討を行った。検討会では、本年1月6日付けで、今後の司法制度改革における立法課題として、「行政訴訟制度の見直しのための考え方」をとりまとめた。</p> <p>2 検討内容 取消訴訟の原告適格の拡大、義務付け訴訟・差止訴訟の法定、処分の理由を明らかにする資料の提出の制度の新設、抗告訴訟の被告適格の明確化、抗告訴訟の管轄裁判所の拡大、出訴期間の延長、出訴期間等の情報提供制度の新設、執行停止の要件の整備、仮の義務付け・仮の差止めの制度の新設等について、方向性が了承された。</p>	<p>今国会への法案提出に向けた検討会としてのとりまとめを行ったところであり、当面の開催予定はないが、開催が必要となった場合には、行政訴訟制度の見直しについて、随時検討を行う予定である。</p>
<p>裁判員制度・刑事検討会</p>	<p>1 検討経過 これまで30回の会議を開催した。平成14年末までに、新たな制度の大きな骨組みに関わり、考えられる論点についての検討を行い、その結果を踏まえて、平成15年より、事務局が作成した議論のためのたたき台を素材としたより細かな論点も含めた検討を行った。第28回の検討会(平成15年10月28日開催)から、座長から示された、現段階において考えられる制度の概要の一例(座長ペーパー)に基づく検討を行った。</p> <p>また、平成14年に、主要論点に関するヒアリング及び意見募集を実施し、平成15年4月1日から5月31日まで、裁判員制度及び検察審査会制度に関し、8月1日から9月1日まで、刑事裁判の充実・迅速化に関し、それぞれたたき台を踏まえた意見を募集した。さらに、座長ペーパーが示されたことを契機</p>	<p>事務局から、これまでの議論を踏まえた新たな制度の骨格案を示して検討を行う予定である。</p>

	<p>として、11月18日から12月17日まで の間、裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化 及び検察審査会制度に関する意見募集を行っ た。</p> <p>2 検討内容 刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入、 刑事裁判の充実・迅速化、公訴提起の在り方 に関し、それぞれ座長ペーパーに基づく検討 を終えた状況である。</p>	
<p>公的弁護制度検討会</p>	<p>1 検討経過 これまで13回の会議を開催し、被疑者に 対する公的弁護制度の対象事件、公的弁護制 度の担い手である弁護士の確保方策、公的弁 護制度下での弁護人の選任要件、弁護活動の 在り方、公的弁護制度の運営主体、公的付添 人制度等の主な論点について検討を行い、ま た、関係機関等からヒアリングを行うととも に、意見募集（平成15年1月10日から3 月20日まで）を実施した。その後、各テー マごとに具体的制度設計に向けた議論のたた き台を示して検討を行い、また、弁護士の物 理的対応能力等について地方調査を行った後、 更に意見の分かれた論点及び新たに検討を行 うとされた論点等について検討を行った。 そして、これまでの議論を踏まえた新たな 制度の骨格案について検討を行った。</p> <p>2 検討内容 新制度の大きな骨組みに関わると考えられ る論点についての議論、たたき台を素材とし た二巡目の議論及び更に意見の分かれた論点 等についての議論を終え、新たな制度の骨格 案について検討を行い、同案を基に立案作業 を進めることが了承された。</p>	<p>開催が必要となった場合には、随時開催す る予定である。</p>
<p>国際化検討会</p>	<p>1 検討経過 これまで16回の会議を開催し、弁護士と 外国法事務弁護士の提携・協働の推進、法整 備支援の推進等について検討を行った。</p> <p>2 検討内容 弁護士と外国法事務弁護士の提携・協働の 推進について検討会の議論の方向性が示され た。 また、法整備支援の推進等について、議論</p>	<p>開催が必要となった場合には、随時開催す る予定である。</p>

	の整理が行われた。	
法曹養成検討会	<p>1 検討経過 これまで20回の会議を開催し、法科大学院・司法試験・第三者評価（適格認定）の在り方及び司法修習に関する検討を行った。</p> <p>2 検討内容 法科大学院の第三者評価（適格認定）・司法試験の在り方について意見の整理を行った上で、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案について、それぞれ骨子を取りまとめた（平成14年11月29日成立）。</p> <p>また、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案について立案の基本方針を確認した（平成15年4月25日成立）。</p>	司法修習生の給費制の在り方等について、引き続き検討する予定である。
法曹制度検討会	<p>1 検討経過 これまで24回の会議を開催し、弁護士法改正問題、民事調停・家事調停の分野にいわゆる非常勤裁判官制度を導入するための法改正の方向性、裁判官制度問題等の検討を行った。</p> <p>2 検討内容 弁護士の活動領域の拡大等を内容とする弁護士法の一部改正及びいわゆる非常勤裁判官制度を導入するための法改正は、いずれも司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律として平成15年7月18日成立した。</p> <p>一定範囲の法律学の大学教授、助教授又は内閣法制局参事官等の職にあった者に対する弁護士資格の特例制度の見直し及び判事補及び検事が一定期間弁護士の職務を経験する制度の創設につき、方向性を了承した。</p> <p>この他、弁護士報酬の透明化・合理化等について、日弁連の検討状況を踏まえて検討し、その方向性が了承された。また、裁判官の任命手続・人事制度の見直し等について、最高裁の検討状況を踏まえて検討し、これを了承した。</p>	引き続き、弁護士制度改革（副検事、簡易裁判所判事の経験者の有する専門性の活用等）について検討する予定である。